

○大阪狭山市災害支援対策本部設置規程

平成28年4月25日

規程第8号

改正 平成29年3月31日規程第5号

令和3年3月31日規程第5号

令和6年3月31日規程第4号

(趣旨)

第1条 この規程は、大阪狭山市以外の市区町村において大規模災害等が発生した場合に被災地を支援するため、大阪狭山市災害支援対策本部(以下「支援本部」という。)を設置することについて、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 支援本部は、大阪狭山市災害対策本部又は大阪狭山市災害警戒本部を設置していない場合で、次のいずれかに該当するときに設置するものとする。

(1) 大阪狭山市以外の市区町村において大規模な地震又は風水害が発生し、その災害による被害が甚大で支援の必要があると市長が認めるとき。

(2) 前号に規定する災害のほか、大阪狭山市以外の市区町村において大規模な災害、事件又は事故が発生し、その被害が甚大で支援の必要があると市長が認めるとき。

(所掌事務)

第3条 支援本部は、前条各号に規定する支援についての情報収集を行い、共有するとともに、具体的な方策を検討し、実施する。

(組織等)

第4条 支援本部は、本部会議及び前条に規定する事項を円滑に処理するための部をもって組織する。

2 本部会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

3 本部長は市長を、副本部長は副市長及び教育長をもって充てる。

4 本部員は、別表に掲げる職にある者を充てる。

5 本部長は、会務を総理し、支援本部を代表する。

6 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、あらかじめ本部長の指名する副本部長がその職務を代理する。

7 第1項の部及びその事務分掌は、大阪狭山市地域防災計画に定める大阪狭山市災害対策本部に置く部(総括部、庶務・情報部等をいう。)及び当該部の事務分掌に準ずるものとする。

(会議)

第5条 本部会議の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長が議長となる。

2 本部長は、必要があると認めるときは、本部員以外の者を出席させることができる。

(事務局)

第6条 支援本部の事務局は、危機管理室に置く。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、支援本部の運営に関して必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成29年3月31日規程第5号)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月31日規程第5号)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和6年3月31日規程第4号)抄

(施行期日)

1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。

別表(第4条関係)

危機管理室長
政策推進部長
総務部長
健康福祉部長
まちづくり推進部長
市民生活部長
水政策部長
教育部長